

外国送金取引のお取扱いについて

外国為替取引は世界的に規制が強化されており、現金での送金や、送金理由が不明瞭などの送金は、アンチ・マネー・ローンダリング(資金洗浄防止)やテロ資金供与等防止のため、特に慎重かつ厳格な対応が求められています。

これらを踏まえ、当金庫では外国送金の取扱いについて受付中止をはじめ下記の通り対応させていただきますので、外国送金をお申込みされるお客様におかれましては、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 受付を中止する外国送金取引

- (1) 一見のお客様(口座をお持ちでない)を依頼人とする外国仕向送金や受取人とする外国被仕向送金
- (2) 現金(外貨を含む)での送金又は取引を証明するものが無く送金原資や送金理由が不明瞭な送金

2. 外国送金取引における送金内容のヒアリングおよび書類の提示等

外国送金を受付ける際には、所定事項の厳格な確認をする義務が課されていることから、下表のとおり送金内容のヒアリングおよび書類の提示をお願いします。

なお、ヒアリング内容は記録させていただき提示書類は写しを頂戴いたします。

*お客様にはマイナンバー(個人番号・法人番号)を登録いただく必要があります。

○送金内容のヒアリングおよび書類提示の例

	仕向送金	被仕向送金
ヒアリング内容	[ご依頼人に関する事項] ・ ご職業 ・ 生年月日、国籍・在留期限 ・ 事業内容 ・ 取引目的 ・ 送金資金の原資 ・ お受取人とのご関係等	[お受取人に関する事項] ・ ご職業 ・ 生年月日、国籍・在留期限等 ・ 事業内容 ・ 取引目的 ・ ご送金人とのご関係等
書類提示	・ 本人確認書類 ・ 送金資金の原資について証明する書類(インボイス・請求書・船荷証券・輸出許可証等) ・ 送金目的および受取人との関係を確認できる書類(契約書等)	

* 上記は例であり、追加でヒアリングおよび書類の提示をお願いする場合があります。